

知ってみよう！  
やってみよう！

# 手話



Vol.3

●問い合わせ先 本庁舎社会福祉課 内2714

## 今月の手話その1 「白河」



▲「白」は、右手の人差し指で歯を指します。歯が白いことから使われている表現です。



▲「河」は、右手の人差し指・中指・薬指を立て、指を広げて上から下ろし、川の流れる表現します。

今回から、白河に関連した場所やイベントなどの手話表現をご紹介します。  
また、市公式Youtubeチャンネルでは、動画による紹介もしていますので、ぜひご覧ください。



## 今月の手話その2 「小峰城」



▲左手の人差し指と中指でつくったVの間に、右手の人差し指を挟み「小峰」を表します。



▲「城」は、両手の人差し指を上に向けてから、内側に曲げて向かい合わせます。

## 高齢者 あったか広場

Vol.15

●問い合わせ先 本庁舎高齢福祉課 内2729

ぼんこちゃん げんきのマメ知識

### 食中毒、気をつけてっけ？

じいちゃん、ばあちゃん、だんだんと暑くなってきてっけど、これからの季節は**食中毒**に気をつけねっきゃ。料理すっときは、ちゃんと手を洗って、食材にしっかり火を通すことが大事。消費期限切れのものを「もったいね〜」って食べねえように、食べきれん分だけ買ったり、傷みやすい肉や魚を最後に買って、すぐ冷蔵庫に入れっちゃうのも大切なんだよ。これからジメジメした日が続くけど、よ〜く気をつけて、いつまでも元気でいてよ。



サロン紹介No.14

### あったかセンター ほのぼのサロンビャッコイ

- 開催日 毎月第2水曜日
- 時間 午前10時～正午
- 会場 竹ノ内集落センター (表郷金山字竹ノ内94)

#### 《サロンから一言》

私たちのサロンでは、自分たちで簡単に作ることができる折り紙をはじめ、その場でできるものづくり活動などを行っています。そのほか、ニュースポーツや輪投げなども皆さんに人気です。



※開催日時などは変更になる場合があります。詳しくは、お問い合わせください。

各地域の高齢者サロンを紹介します！

## お知らせ News

### 地域内移動支援 (バス およびタクシー) 助成券

●本庁舎企画政策課 内2325

運転免許をお持ちでない高齢者または障がい者の日常生活における移動を支援するため、バスやタクシーに利用できる助成券を交付します。

- 対象者 市内に住所を有し、運転免許をお持ちでない方で、次のいずれかに該当する方
  - ①令和3年3月31日までに75歳以上になる方
  - ②障がい者手帳をお持ちの方
- ※重度障害者タクシー運賃・自動車燃料費助成・人工透析患者交通費補助を受けている方は除きます。



- 助成期間 6月1日(月)～令和3年3月31日(水)
- 助成内容 100円券×120枚
- ※バス・タクシーどちらも利用可能です。
- 1回の利用上限枚数 バス5枚、タクシー10枚
- ※一定の条件があります。

#### 《期間内に随時受付・交付を行います》

- 受付期間 6月1日(月)から随時受け付けます。
  - 受付会場 本庁舎1階総合窓口、各庁舎地域振興課
  - 受付時間 午前8時30分～午後5時15分
  - ※郵送による申請を希望する場合は、事前にご連絡ください。
  - 申し込み・問い合わせ先
    - ▷本庁舎企画政策課 内2325
    - ▷各庁舎地域振興課
- 表郷☎21112 大信☎21113 東☎21112

## お知らせ News

### 国民健康保険税の税率が決まりました

●本庁舎国保年金課 内2171

#### 《国民健康保険税 (国保税)》

令和2年度の国保税は、後期高齢者支援金等分(均等割・平等割・所得割)と介護分(所得割)で前年度より引き下げを行いました。

区分	医療分	後期高齢者支援金等分	介護分
均等割	19,400円	9,000円	9,600円
平等割	13,900円	6,400円	4,400円
所得割	5.96%	2.62%	2.22%

※介護分は、40歳以上65歳未満の方に課税されます。

国保税は、国保事業を運営する大切な財源です。納期内の納付にご協力をお願いします。

#### 《子ども均等割減免》

年度内18歳以下の被保険者は、医療分および後期高齢者支援金等分の均等割が全額免除されます。※年度途中の加入・脱退は、月割り計算を適用します。

#### 《新型コロナウイルス感染症による国保税の減免》

同感染症の影響により、収入が減少するなどした以下(①または②)の世帯を対象に、国保税の減免を実施する予定です。申請方法や受付時期など詳しくは、決定後市ホームページなどでお知らせします。

- ①同感染症により、主たる生計維持者が死亡し、または重篤な傷病を負った世帯
- ②同感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入・不動産収入・山林収入・給与収入のいずれかの減少額(保険金などによる補てんを除く)が、前年の同収入額の10分の3以上見込まれ、以下(△・□)の要件すべてに該当する世帯
  - △世帯の主たる生計維持者の前年所得の合計金額が1千万円以下であること
  - 減少が見込まれる世帯の主たる生計維持者の事業収入等に係る所得額以外の前年所得の合計額が400万円以下であること

- 本庁舎の問い合わせ先
    - ▷国保加入・脱退・減免など 国保年金課国保係 内2172
    - ▷税額など 税務課市民税係 内2129
    - ▷納付方法など 税務課税政係 内2121
    - ▷納付相談など 税務課滞納整理係 内2123
  - 各庁舎の問い合わせ先
    - ▷国保加入・脱退など 地域振興課市民福祉係
- 表郷☎21114 大信☎21114 東☎21116  
▷税額・納付方法など 地域振興課総務係  
表郷☎21111 大信☎21113 東☎21112